

平成 29 年 5 月 26 日

法的な資格制度がない医業類似行為の手技による施術は慎重に

消費者庁には、「整体」、「カイロプラクティック」、「リラクゼーションマッサージ」などの法的な資格制度がない医業類似行為の手技による施術で発生した事故の情報が、1,483 件¹寄せられています（平成 21 年 9 月 1 日から平成 29 年 3 月末までの登録分）。そのうち、治療期間が 1 か月以上となる神経・脊髄の損傷等の事故が 240 件と全体の約 16%を占めています。

これらの施術を受ける際は、以下の点に気を付けましょう。

- 1) 疾病がある方は施術を受ける前に医師に相談しましょう。
- 2) 情報を見極めて、施術や施術者を慎重に選びましょう。
- 3) 施術を受ける際は、施術者に自分の体調や希望をしっかりと伝えましょう。
- 4) 施術を受けた後で異常を感じた場合は、すぐに施術を受けた施設や運営者に伝え、なるべく早く医師に相談しましょう。
- 5) トラブルの解決が困難な場合は、お近くの消費生活センター等に相談しましょう。

1. 法的な資格制度がない医業類似行為の手技による施術について

器具を使用しない手技による施術で、日本で行われているものは、「あん摩マッサージ指圧²」や「柔道整復³」といった法的な資格制度がある施術と、法的な資格制度がない施術の 2 つに大別されます。

「あん摩マッサージ指圧」及び「柔道整復」は、法的な資格制度がある施術であり、文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において 3 年以上の教育を受け、国家試験に合格した者のみ業として行うことができ、施術所を開設

¹ 消費者庁発足以降、事故情報データベースに寄せられた事故情報。「事故情報データベース」は、消費者庁が独立行政法人国民生活センターと連携し、関係機関から「事故情報」及び「危険情報」を広く収集し、事故防止に役立てるためのデータ収集・情報システム（平成 22 年 4 月運用開始）であり、事実関係や因果関係が確認されていない事例を含む。件数は本件注意喚起のために特別に精査したもの

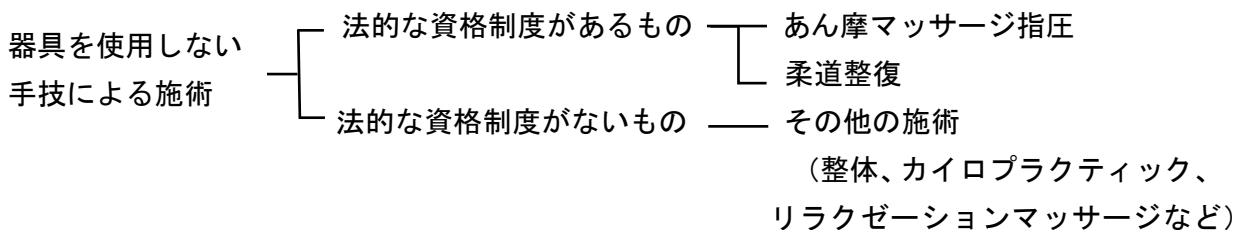
² あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和 22 年法律第 217 号）において規定

³ 柔道整復師法（昭和 45 年法律第 19 号）において規定

する場合は、所在地の都道府県知事に届け出なければならないとされています。

一方、法的な資格制度がない施術には、医業類似行為とされる、①いわゆるカイロプラクティック療法（以下「カイロプラクティック」といいます。）や②いわゆる整体（以下「整体」といいます。）などと、③心身の緊張を弛緩させることを目的としたリラクゼーションマッサージなどがあります。医学的観点から人体に危害を及ぼす可能性のある施術は禁止されています⁴が、その施術内容は事業者によりまちまちです。

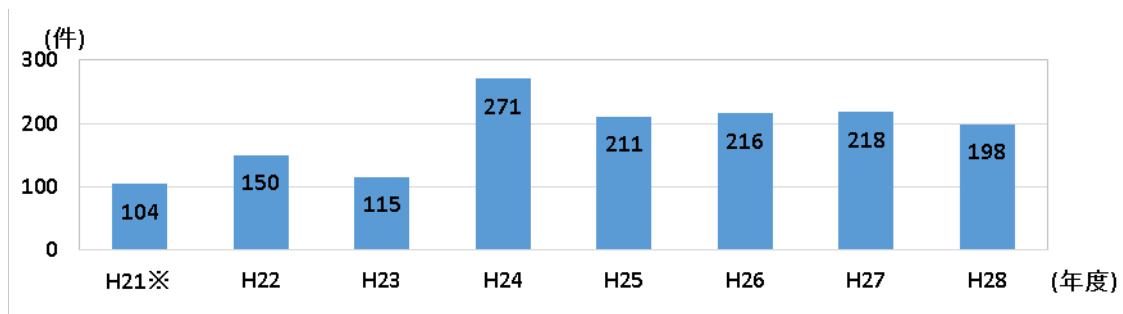
厚生労働省では、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう及び柔道整復以外の医業類似行為については、「医学的観点から人体に危害を及ぼすおそれがあれば禁止処罰の対象にすること」、また、いわゆるカイロプラクティック療法については、「禁忌対象疾患の認識」、「一部の危険な手技の禁止」、「適切な医療受療の遅延防止」等の取扱いをすること定めています。



2. 事故情報について

消費者庁には、法的な資格制度がない施術による生命身体への危害の情報⁵が1,483件寄せられています（平成21年9月1日から平成29年3月末までの登録分）。そのうち、治療期間が1か月以上の重症となる事故が240件と全体の約16%を占めています（図1、図2）。

図1. 法的な資格制度がない施術（手技）による事故件数の推移（年度別）（n=1,483）



※平成21年度は9月から

⁴ 「医業類似行為に対する取扱いについて」（平成3年6月28日付医事第58号厚生省健康政策局医事課長通知）

⁵ 皮膚を美化し、体型を整えるなどを目的とするエステティックにおける手技は今回対象から外した。

図 2. 症状の程度(治療期間) (n=1,483)

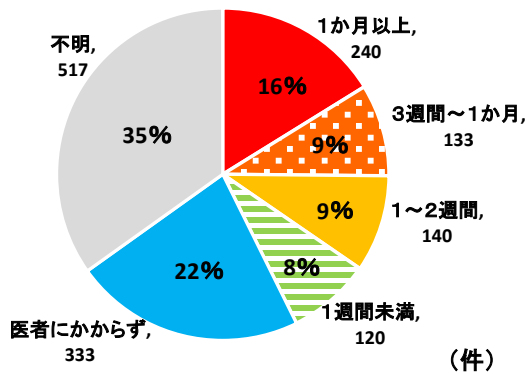
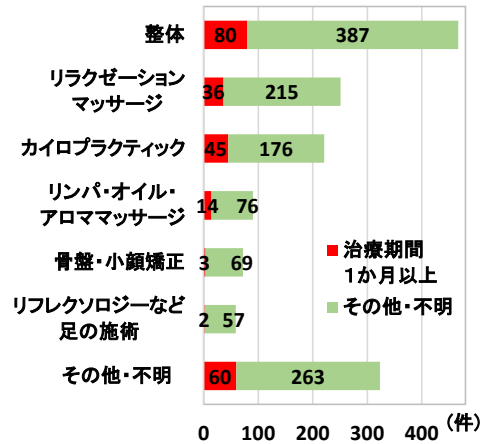


図 3. 手技の内容別⁶の事故件数 (n=1,483)



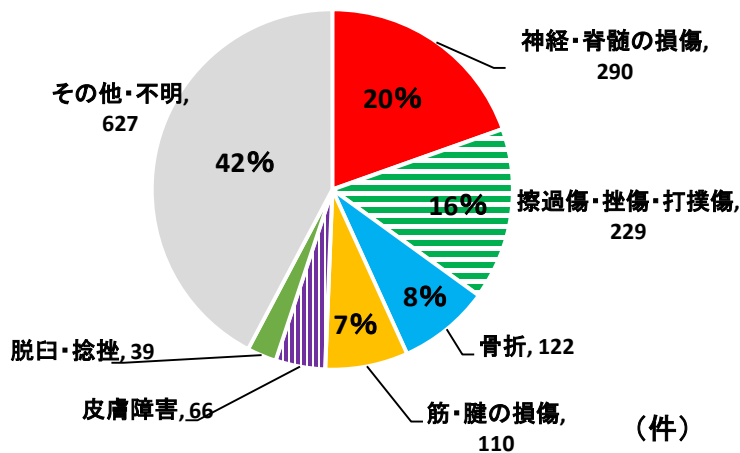
* 分類が明確でない手技について、消費者の申告に基づき消費者庁において分類したものも含む

施術（手技）の内容では、「整体」、「リラクゼーションマッサージ」、「カイロプラクティック」などでの事故が多く、特に「整体」、「カイロプラクティック」などが、治療期間が1か月以上となる事故の割合が高くなっています（図3）。

症状の内訳としては、「神経・脊髄の損傷」が最も件数が多く、他に「擦過傷・挫傷・打撲傷」、「骨折」などの症状が多く寄せられています（図4）。

性別は、事故全体で女性が約8割を占めます。また、年齢は、30歳代から50歳代までの事故が多く、治療期間が1か月以上となる事故は、60歳代以上で発生する比率が高くなっています（図5、図6）。

図 4. 症状の内訳 (n=1,483)



⁶ 手技の分類は、基本的に消費者の申告に基づいて集計を行った。

図5. 性別・年齢別の件数 (n=1,483)

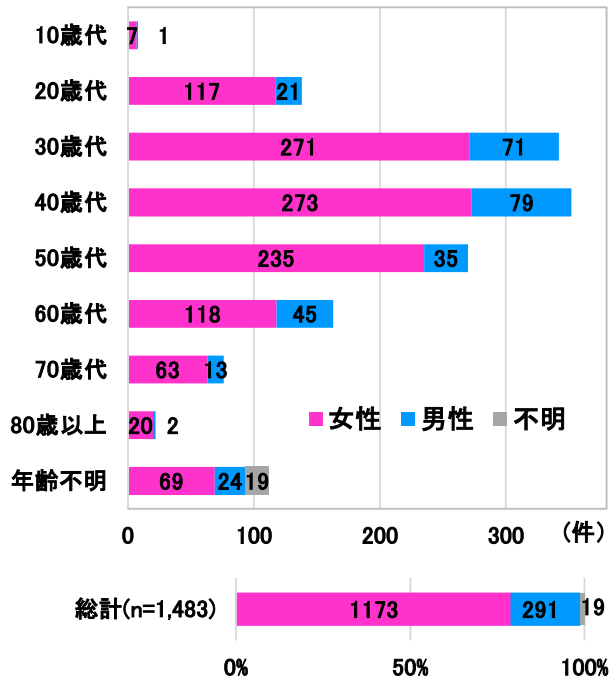
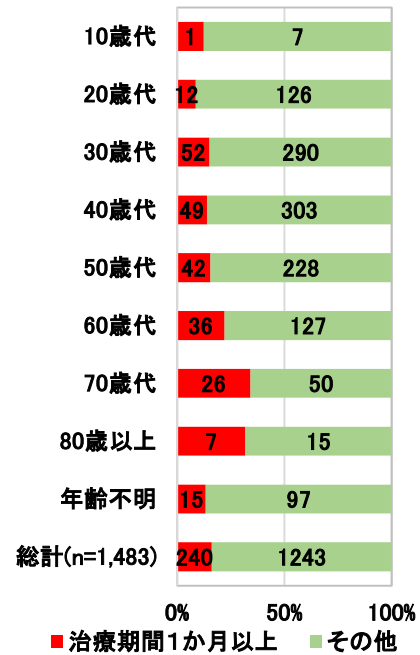


図6. 年齢別症状の程度の割合



3. 事故事例

神経を痛めた事例

【事例1】「カイロプラクティック」の施術を受けた直後に肩から指先までしびれが発生し、検査の結果「尺骨神経まひ」と診断されて手術をした。8か月経過したが完治していない。診断した医師が因果関係をはっきり言いきれず、保険補償が受けられない。
(事故発生 H27年7月 30歳代女性)

希望以外の部位を施術された事例

【事例2】膝が痛くて「カイロプラクティック」に行った。膝のほかに顔が歪んでいると言われ、承諾も得ずに強引に施術されたが、以後顔の痛みがとれず、1週間歯の痛みと耳鳴りで眠ることができなかった。
(事故発生 H26年10月 30歳代女性)

【事例3】1年前から通っている「整体院」で、肩の施術を頼んだのに胸部を施術され、ろっ骨を骨折した。1か月たっても痛みが残っている。
(事故発生 H27年4月 60歳代女性)

疾病や持病がひどくなった事例

【事例4】けい椎脊索狭さく症で通院中だが、痛みを和らげるため自己判断で「整体」にも通った。3回目の骨格調整の施術後、激しい痛みが3週間以上続いた。

(事故発生 H27年1月 40歳代男性)

好転反応と言われ、施術を続けて症状が悪化した事例

【事例5】腰痛で「整体院」に行ったが、痛みがひどくなった。施術者に伝えたと、好転反応なのでしばらく続けるように言われたが、数回目の施術後、骨盤の痛みがよりひどくなった。会員になりプリペイドカードも購入したが、返金してほしい。
(事故発生 H27年7月 50歳代女性)

痛いと言ったのに施術を続けられた事例

【事例6】腰痛のため、ネットで評判の高かった「カイロプラクティック」の施術を受けた。首をねじられとても痛かったので申し出たが、痛い方が効き目があると言われ、やめてくれなかった。翌日から首がとても痛くなり、整形外科でけい椎がねじられて損傷していると言われた。痛みが5か月以上続いている。
(事故発生 H27年10月 40歳代男性)

首の施術による事故事例

【事例7】肩こりで「整体」の施術を受けた際、頭をつかまれて引っ張られた。その後激痛、手のしびれなどが生じ、末しょう神経障害等と診断され、数か月たっても痛みが残っている。
(事故発生 H27年11月 40歳代女性)

【事例8】首と肩の「格安マッサージ」を受けた翌日に、おう吐と首から肩にかけての激痛が出た。病院で髄液が漏れていることが判明し、11日間入院した。
(事故発生 H25年7月 30歳代女性)

骨折した事例

【事例9】腰が痛かったが大みそかで病院が閉まっていたので、「整体院」で施術を受けた。腰の痛みは2～3日でとれたが施術後に胸の痛みが回復せず、病院で、ろく軟骨骨折と診断された。
(事故発生 H25年12月 40歳代女性)

【事例10】「サロン」でリンパマッサージを受けた。強力マッサージをうたっているので、施術中の痛みはそんなものだと思っていたが、ろっ骨を骨折しており全治1か月かかった。
(事故発生 H28年1月 20歳代女性)

その他の事例

【事例11】あん摩マッサージ指圧師の資格がない者が施術を行う「マッサージ店」で、施術中に感じた痛みは伝えなかったが、施術後に足が痛く歩けなくなった。翌日、医師に太ももの筋肉が切れていると診断され、回復に2か月以上要した。
(事故発生 H26年6月 60歳代男性)

【事例12】普段から通っている「リラクゼーションサロン」で、いつもの倍の時間

のハンドマッサージを受けた。数時間後に両腕が赤く腫れ痛みが出始めた。医師に内出血で全治3週間と言われた。（事故発生 H27年9月 40歳代女性）

【事例13】小顔に矯正するという美容マッサージをクーポンサイトで申し込み、施術を受けた。強い力で顔を押し、3日たっても痛みが消えず、医療機関で打撲と診断された。（事故発生 H27年12月 20歳代女性）

4. 消費者の皆様へ

「整体」、「カイロプラクティック」、「リラクゼーションマッサージ」などの法的な資格制度がない施術を受ける際は、以下の点に気を付けましょう。

<施術前>

1) 疾病がある方は施術を受ける前に医師に相談しましょう。

- ・ 疾病（例えば：心疾患、けい椎脊索狭さく症、骨粗しょう症など）がある方は、症状によっては、施術によって症状がひどくなってしまう場合もあります。施術を受ける前に医師に相談しましょう。

2) 情報を見極めて施術や施術者を慎重に選びましょう。

- ・ 施術には有資格のあん摩マッサージ指圧及び柔道整復もあり、あん摩マッサージ指圧の国家資格を持っている人は、資格証などで確認できます⁷。
- ・ 法的な資格制度がない手技を含むいわゆる「統合医療」は多種多様であり、玉石混交とされています。施術を受ける前によく情報を見て判断しましょう（情報を見極めるためには厚生労働省の「統合医療情報発信サイト」にある「情報を見極めるための10か条」⁸なども参考になります。）。

<施術中>

3) 施術を受ける際は、施術者に自分の体調や希望をしっかりと伝えましょう。

- ・ 今までの既往症や現在の体調について、また、どのような施術を受けたいのかななどを、施術者にしっかりと伝えましょう。継続して施術を受ける場合は、現在の体調等とともに、前回の感想などを伝えることも大切です。
- ・ 施術中に不安な事があれば、その場で確認しましょう。また、痛みや違和感、不快感などを感じた場合は、すぐに施術者に伝えましょう。

<施術後>

4) 施術を受けた後で異常を感じた場合は、すぐに施術を受けた施設や運営者に伝

⁷ あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師と無資格者との判別のためのリーフレット 厚生労働省 <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-10800000-Iseikyoku/0000118514.pdf>

⁸ <http://www.ejim.ncgg.go.jp/public/hint/index.html>

え、なるべく早く医師に相談しましょう。

- ・ 異常を感じた際、「好転反応」などと言われてそのままにしたり、継続して施術を受けたりすると、症状が悪化する場合があります⁹。施術を一旦中止し、医師に相談しましょう。

5) トラブルの解決が困難な場合は、お近くの消費生活センター等に相談しましょう。

相談窓口の御案内

◆ 消費者ホットライン（最寄りの消費生活センター等を御案内します。）

電話番号 **188** (いやや!)

※局番なし

5. 事業者に対して

消費者庁は、消費者が安心して安全な施術を受けられるように、関係業界団体に対して、業界自主基準の作成や拡充を図ることや、消費者からの相談を受け付ける体制を整備することなどの安全対策を徹底することを要請しました。

<本件に関する問合せ先>

消費者庁消費者安全課 岡崎、外園

TEL : 03 (3507) 9137 (直通)

FAX : 03 (3507) 9290

消費者庁ウェブサイト : <http://www.caa.go.jp/>

⁹ 消費者庁注意喚起(平成 26 年 12 月 10 日) 「健康被害発生後も継続利用を勧められる美容・健康商品等～「好転反応」等といわれても、健康被害が出たら利用を一旦中止しましょう!～」

http://www.caa.go.jp/safety/pdf/141210kouhyou_1.pdf

参考

出典：厚生労働省「統合医療情報発信サイト」利用マニュアル p.11「情報の見極め方」より抜粋
<http://www.ejim.ncgg.go.jp/public/hint/index.html>

厚生労働省 - 「統合医療」に係る情報発信等推進事業 -

「統合医療」情報発信サイト

- 利用マニュアル -

情報の見極め方

私たちはふだん、イメージで物事を判断しがちです。また、どんな人でも、精神的に不安定な時には、自分の信じたいことを信じたくくなります。不安になると、いつもの冷静さを失ってしまうかもしれません。そんな時は、不安をやわらげてくれる情報に頼りたくなってしまいうこともあてしょう。

情報に接する時には、「本当かな？」と立ち止まって問いかけ、安易に答えを出さない…

そうした思考の習慣を、これから身につけていきましょう。

そのような場面で役立つ「情報を見極めるための10か条」をご紹介します。



情報を見極めるための10か条

- 1 「その根拠は？」とたずねよう
- 2 情報のかたよりをチェックしよう
- 3 数字のトリックに注意しよう
- 4 出来事の「分母」を意識しよう
- 5 いくつかの原因を考えよう
- 6 因果関係を見定めよう
- 7 比較されていることを確かめよう
- 8 ネット情報の「うのみ」はやめよう
- 9 情報の出どころを確認しよう
- 10 物事の両面を見比べよう

情報を見極めた、その先に…情報から決断、行動へ